

有其忌、但酉若當三。白九紫雖當金神銷其凶、無敢所忌、然則問當三白九紫否於直講信憲_{陰陽道不之知}若當將以圖覽殿下、

〔百練抄七後白河〕保元二年十二月二十三日、諸卿定申諸道勘申金神方忌可被棄哉否事件方角永長定俊真人依申出三四代所忌來也、仁安二四廿三爲御方違行幸鳥羽殿修理大膳職之間爲避金神方云々、

〔玉海〕承安三年正月十三日丙午、此次余兼實藤原問曰、金神七殺方可禪哉否、如何、申云、更不可忌避、但百忌曆文云、犯一神殺七人云々、因茲賴隆真人已下、彼家之輩、申可有忌之由、然而陰陽道所不用也、當道之習、以新撰陰陽書爲規模、而金神方忌事不載彼書、又想如此之諸忌、不可勝計、悉忌避者、何方可造作哉、度々雖有沙汰、遂以被弃了、就中上古、保憲、晴明之時、全無此沙汰云々、

〔吾妻鏡脫漏〕嘉祿三年元年○安貞九月二日戊寅、金火廻犯之由、天文道等屬周防前司親實、捧連署勘文云々、

〔闇の曙上〕愚人を欺き誑かす道具には、金神の祟り尤世に多し、此金神にも、六方金神など、いふ化もの有、其説に曰、劍先向三ツ後三ツにて、六方づゝは、毎年の金神にて、又曆に玄るす金神有、扔年めぐり合にて、惠方の眞中へ劍先キのあたる年あり、彼輩がいふ、此事を玄らず、惠方とて、宿がへすれば、大に祟り有とて、衆愚を欺き威しかける也、三十年ばかり以前、大坂高麗橋壹丁目邊に、金神醫者と異名せる醫者有し、或は山伏醫者とも病家へ行と、十に五ツは、此病人は金神の祟りあり、藥にては治しがたし、祈禱すべしとす、むさなきだに、病家は迷はしく、心ぐるしくおもふ所へた、りをいふておどしかけるほどに、忽ちまどひ恐れて、祈禱を頼むもの多し、金神除の祈禱は、京都に大驗者有、引合せ申べしとて、差圖する山伏、京四條近所に有しとなむ、此事を知ル人は、あれは相棒なりと謗り賤しめり、此醫者少し文字をならべる事もせし故、予白蛾井が下坂